

秋田市一般不妊治療費助成事業のご案内

お知らせ

令和4年4月1日から、タイミング法や人工授精などの不妊治療が保険適用となっています。保険診療に関する詳細は、かかりつけ医療機関にご確認ください。

助成対象

- ①申請時に夫婦のどちらか一人が秋田市に住所を有していること。
（法律上の配偶者を有していない事実婚の夫婦を含む）
- ②申請する治療について、他の自治体からの助成を受けていないこと。



対象となる診療内容

一般不妊治療、不妊検査等

例：タイミング法、人工授精、薬物療法、男性不妊治療等

以下の内容については助成対象外です。

- 特定不妊治療（体外受精・顕微授精等の生殖補助医療）や特定不妊治療のために必要な検査等（特定不妊治療の一環としての男性不妊治療も対象外）
- 鍼灸治療
- 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する治療
- 文書料・入院費・食事代等の不妊治療に直接関係のない費用

対象となる医療機関

一般不妊治療を実施している国内の医療機関
保険診療の届出医療機関については、かかりつけ医療機関にご確認ください。



助成金額

- 一般不妊治療に要した費用のうち、**夫婦1組あたり1年度につき5万円まで**
（千円未満切捨て）
- 複数の医療機関（または院外処方による薬局）を受診した場合、その医療費（調剤費含む）を合算できます。

助成期間

助成を開始した一般不妊治療の最初の診療日の属する月から起算して2年間（24か月）

- ①24か月以内の治療期間で助成金の交付が3年度にまたがる場合の助成額は、夫婦1組あたり1年度につき5万円かつ2年間（24か月）で10万円を上限とします。
- ②本助成金の交付を受けた夫婦が妊娠（医師の判断に基づく）に至り、再び一般不妊治療を行う場合、助成期間は再び2年間（24か月）とします。この場合であっても、一度助成決定を受けた方は同一年度内に再度申請することはできません。
- ③医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合、助成対象期間である2年間（24か月）から当該中断期間の月数を延長できます。（申請時、一般不妊治療費助成事業受診等証明書に中断期間の記載が必要）
自己都合による治療休止や中断、引越等理由は、医師の診断に基づくものではないため延長できません。

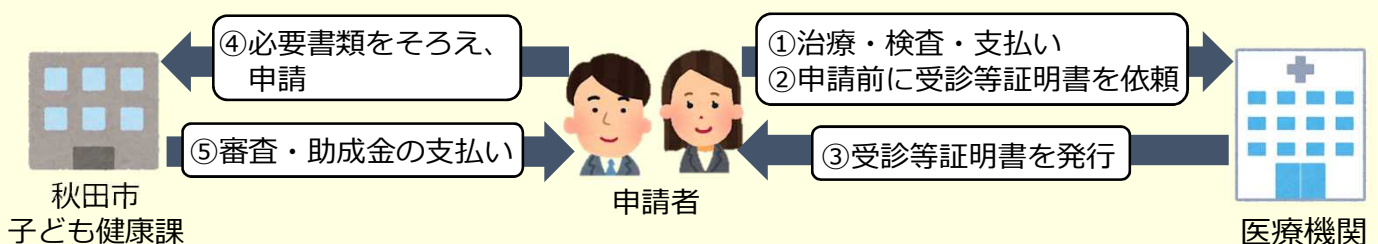
申請方法

令和6年度分の申請は、**令和7年3月31日まで**に必要な書類を添え、子ども健康課（秋田市保健所2階）へ提出（申請）してください。

- 4月1日から翌年3月31日までを1年度として区切り、まとめて申請してください。（治療費の合計が上限額の5万円に達した時点で、お早めに申請してください。）
- 申請期限日までに必要書類がそろわない場合は、子ども健康課までご相談ください。
- 申請は郵送でも受け付けております。なお、提出された書類はお返しすることができません。（年度末は窓口が大変混雑します。郵送での提出にご協力ください。）
- 一度助成決定を受けた方は、助成金の上限額に達していない場合であっても、同一年度内に再度申請することはできません。

※本申請によって受けた助成額は、確定申告時の医療費控除の対象とはなりません。医療費控除等についての詳細は、税務署にご確認ください。

〈申請の流れ〉



★郵送時の送り先★

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号
秋田市子ども家庭センター子ども健康課 給付担当 宛



申請に必要な書類

☑ 申請前に下記の必要書類がそろっているか、ご確認ください。

	必要書類	備 考
1	<input type="checkbox"/> 秋田市一般不妊治療費助成事業申請書	記入説明を参照してください。
2	<input type="checkbox"/> 秋田市一般不妊治療費助成事業受診等証明書	治療を受けた医療機関の医師に記入を依頼してください。 (自分で記入しないでください。) ※領収書と証明書の領収金額が一致しない場合は、発行機関にご確認ください。
3	<input type="checkbox"/> 秋田市一般不妊治療費助成金請求書	記入説明を参照してください。 ※記載内容を修正する場合は、訂正印や二重線で修正せず、お書き直しください。
4	<input type="checkbox"/> 領収書(コピー可)	提出された領収書は返却できません。コピーはご自身で準備してください。 診療明細書の提出は、不要です。 ※入院費、食事代、文書料等不妊治療に直接関係のない費用は対象外です。
5	<input type="checkbox"/> 薬剤内訳証明書と領収書 (※該当者のみ)	主治医の指示に基づき院外処方を受けた場合、薬局へ記入を依頼してください。 治療額が上限額未満の場合、書類の提出により助成対象額に加算されます。 (治療額が上限額を超えている場合は提出不要) ※領収書と証明書の領収金額が一致しない場合は、発行機関にご確認ください。



※上記のほかに必要な書類があるときは、別途提出をお願いする場合があります。

(例) 婚姻関係等(事実婚のかたも含む)を確認できない場合などは、戸籍謄本等の提出をお願いする場合があります。

※申請時期によっては、2の「秋田市一般不妊治療費助成事業受診等証明書」の入手に時間がかかる場合があります。お早めに医療機関に記入を依頼してください。

申請書ダウンロードなど

秋田市公式ウェブサイト 「一般不妊治療費を助成します」
広報ID検索「1005911」



- ◆ 様式は子ども健康課窓口と市内産婦人科医療機関で差し上げております。
- ◆ 希望者には郵送します。

申請期間および助成金額の考え方

【例1】令和6年7月に治療開始。1年度目5万円、2年度目5万円の助成を受けた場合

申請年度	令和6年度	令和7年度
申請年数	1年度目	2年度目
治療期間 (月数)	7月～翌年3月 (9か月間)	4月～翌年3月 (12か月間)
助成額	5万円	5万円

＜治療期間合計：21か月間＞

治療期間は2年間（24か月）に満たないが、助成額が2年度目で合計10万円（5万円＋5万円）に達しているため、**3年度目は助成対象外**。

【例2】令和6年7月に治療開始。1年度目3.5万円、2年度目5万円の助成を受けた場合

申請年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請年数	1年度目	2年度目	3年度目
治療期間 (月数)	7月～翌年3月 (9か月間)	4月～翌年3月 (12か月間)	4月～6月 (3か月間)
助成額	3.5万円	5万円	1.5万円まで

＜治療期間合計：24か月間＞

2年度目までの治療期間が21か月間なので、24か月のうちの残りの3か月間が、3年度目の助成対象となる治療期間。

2年度目までの助成額が合計8.5万円 **3年度目の上限額は1.5万円（10万円－8.5万円）**

【例3】令和6年10月に治療開始。1年度目2万円、2年度目2万円の助成を受けた場合

申請年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請年数	1年度目	2年度目	3年度目
治療期間 (月数)	10月～翌年3月 (6か月間)	4月～翌年3月 (12か月間)	4月～9月 (6か月間)
助成額	2万円	2万円	5万円まで

＜治療期間合計：24か月＞

2年度目までの治療期間が18か月間なので、24か月のうちの残りの6か月間が、3年度目の助成対象となる治療期間。

2年度目までの助成額が合計4万円（2万円＋2万円）で、10万円との差額は6万円だが、1年度の助成上限額が5万円なので、**3年度目の上限額は5万円**。

お問い合わせ先

秋田市子ども家庭センター 子ども健康課 給付担当

TEL 018-883-1172 (平日8:30～17:15)

